

令和 8 年 8 月 14 日

オーナーの皆様 各位

株式会社ウィザースホーム

令和 8 年 8 月千葉豪雨に伴う対応について

このたびの「令和 8 年 8 月千葉豪雨」により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。暫くは、地盤の緩みによる土砂災害の発生のおそれがございます。引き続き警戒くださいませ。

現在、多くのオーナー様よりお問い合わせをいただいております。今回の災害は広範囲にわたって被害が発生しているため、ご対応に若干のお時間をいただく場合がございます。大変恐縮ではございますが、順次対応してまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、弊社では夏季休暇期間中も含め、随時ご相談の受付を行っております。安全確保を最優先に、以下のお知らせをご確認いただけますようお願い申し上げます。

1. 二次災害防止とお住まいの点検について

お住まいの地域で冠水や床下・床上浸水の被害が発生した場合、以下の危険がございます。

- ・ **水に浸かった電気製品・コンセントの使用中止**：濡れた家電製品やコンセントは、乾燥しているように見えても内部ショートによる漏電火災や感電の恐れがありますので、使用はお控えください。
- ・ **「床下浸水」の確認のお願いと緊急性について**：一見して室内に被害（床上浸水）がない場合でも、お住まいの『床下』に水や泥が流れ込んでいるケースがございます。周囲の安全が確認されましたら、床下収納などの点検口から床下に水が溜まっていないか一度ご確認ください。なお、床下浸水につきましては、お住まいの構造上、数日程度の時間経過によって急激に建物が劣化するなどの致命的な影響（緊急性）は少ないとされております。どうぞ焦らずに、まずはご一報をお願いいたします。

2. 片付けを始める前に、必ず「被害状況の写真撮影」を

自治体への「り災証明書」の申請や、ご加入中の火災保険・地震保険の請求手続きを行う際には、被害状況を証明する写真が必要となります。大変な状況かと存じますが、お片付けを始める前に、スマートフォン等で状況の撮影・保存をお願いいたします。

3. ご加入中の「火災保険」の補償内容（水災補償）をご確認ください

今回の豪雨被害に対して火災保険が適用されるかは、ご契約内容に「水災補償」（風水災・土砂崩れ等の補償）が含まれているかが大きなポイントになります。

「保険証券」または保険会社のマイページにて、水災補償の有無をご確認ください。

※水災補償の支払い基準は一般的に「床上浸水」または「地盤面から 45cm を超える浸水」が目安ですが、ご契約内容により異なります。詳しくはご加入の保険会社や代理店へ直接お問い合わせください。

【夏季休暇期間中の緊急窓口について】

現在、弊社は 8 月 19 日迄夏季休暇をいただいておりますが、雨漏りや重大な建物の破損など、緊急を要する事態につきましては、期間中も以下のフリーダイヤルにて、24 時間随時受付を行っております。

■ 緊急対応窓口（フリーダイヤル）：**0120-146-107**